

## 一時的移民プログラム下の移民女性の滞在権と リプロダクティブ・ジャスティス

高谷幸\*

### 移民女性にとっての

#### リプロダクティブ・ジャスティス

リプロダクティブ・ジャスティス（以下、RJ）は、既存のリプロダクティブ・ライツを求める運動や言論が、主に中絶にかんする個人の選択権の保障へと焦点化してきたことにたいする批判のなかから生み出されたアイデアである（Ross and Solinger 2017）。アメリカの黒人女性をはじめとするマイノリティ運動は、リプロダクティブ・ライツが主に白人女性らによる中絶の権利として展開されてきたことに限界を見出し、自らの経験に立脚してRJを求めるようになった。彼女たちは、再生産の安全と尊厳は「よい医療、適切な住宅を得たり、生活できる賃金が支払われる仕事に就くため、また警察のハラスメントなしに暮らすことや物理的に健康な環境でレイシズムを免れて暮らすための様々な資源を有することに依存している」と主張する（Ross and Solinger 2017: 56）。そして、避妊や中絶に関する法的権利としてのリプロダクティブ・ライツに、マイノリティが安全と尊厳

をもって生活できるための社会的な正義があわさることで、RJは達成されるという（Ross and Solinger 2017: 64-65）。つまり権利を、社会的文脈から切り離された個人の選択権として捉えるだけでは不十分であり、そうした権利の行使を制約する構造や制度、主流文化における不平等や不正義も含めて問題化する必要があるということだ。同時に、マイノリティ女性の経験からは、避妊や中絶の法的な権利だけではなく、母親になる権利も重視される。それゆえ、RJはより具体的にいえば、「(1) 子どもをもたない権利、(2) 子どもをもつ権利、そして(3) 安全で健康的な環境で子どもを育てる権利」という主要な価値を含んでいる。くわえてそれは、「すべての人間にとっての性的な自律、ジェンダーの自由を要求する」という（Ross and Solinger 2017: 65）。

「産むか産まないか」の権利だけでなく、その権利（の行使）を条件づける社会的な不平等や不正義、また子どもを育てる権利

\*東京大学大学院人文社会系研究科准教授

をも含む形で構想されているRJは、日本における技能実習生など一時的移住プログラム下で働く移民女性の再生産を考える際にも示唆的な視点である。後述するように、技能実習生の妊娠や出産については、近年、政府もその法的権利を強調するようになってきている。一方で、現実には、彼女たちの妊娠や出産には様々な障壁があり、また子どもを育てる権利まで含めると、その行使はほとんど不可能になっている。その大きな障壁になっているのが、移民女性と彼女の子どもの滞在権に基づく制約である。そこで本稿では、彼女たちの滞在権がいかに関与しているかを検討する。

## 外国人技能実習生の

### 妊娠・出産と子育てをめぐる現実

外国人技能実習制度は、人材育成による国際貢献を目的とした外国人研修生制度につながる制度として1993年に創設され、幾度かの制度改変を経ながら現在まで運営されてきた。現実には、人手不足の労働現場において移民労働者を雇う制度として用いられてきたことは周知の通りである。技能実習生は最大5年間日本に滞在し、就労

できる。つまり雇用契約に基づいて期間限定の在留資格（滞在権）が認められている。家族帯同は認められていない。実習終了後、特定技能1号という在留資格に移行して働くことができるが、こちらも最大5年間の期限があり、家族帯同は認められていない<sup>1</sup>。技能実習制度や特定技能1号のように、「受け入れ国における居住と雇用が一時的な労働許可に結びつく限りで認められ、自動的にホスト社会の永住権にはつながらないプログラム」を「一時的移住プログラム」という（Ruhs 2006）。この定義では、家族帯同については触れられていないが、多くの場合、一時的移住プログラムの下で働く移民には家族帯同が認められていない。

さて近年、外国人技能実習生の妊娠、出産をめぐる課題が社会的な関心を集めている。技能実習生が周囲に妊娠を告げられず、一人で出産し、その子どもを「遺棄」したとして逮捕される事件が複数起きている<sup>2</sup>。また、こうした事件に至らなくとも、子どもを妊娠したとして「中絶か帰国か」を迫られたり、実際に帰国している技能実習生が数多くいる<sup>3</sup>。2022年に出入国在留管

- 1 特定技能1号終了後に移行できる特定技能2号という在留資格があり、この資格を取得すれば永住につながる可能性があり、家族の呼び寄せも可能になる。しかし技能実習から特定技能2号に移行するまでに8～10年かかる。
- 2 一例として、2020年に熊本県でベトナム人技能実習生レーティツイリンさんが双子の男児を孤立的な状況で出産し、死産だった子どもたちの遺体を遺棄したとして逮捕されたケースがある。このケースは、リンさんが無罪を求めて裁判に訴え、2023年3月24日に最高裁で無罪判決が出された（「コムスタカ外国人と共に生きる会HP」[http://www.kumustaka.org/TITP/2023.3\\_2\\_TITP.html](http://www.kumustaka.org/TITP/2023.3_2_TITP.html), 2023年5月9日閲覧）。
- 3 2021年3月23日内閣参質204第34号「参議院議員牧山ひろえ君提出外国人技能実習制度をめぐる各種のトラブルに関する質問に対する答弁書」によると、2017年11月から2020年12月末までに、637人が妊娠又は出産を理由として実習の実施が困難となったとして、監理団体や雇入企業から外国人技能実習機構に届出がなされた。この多くが帰国したと考えられる。

理庁（以下、入管庁）が実施した調査によると、送り出し機関や監理団体、雇用主などから「妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言」を聞いたことがある技能実習生は26.5%にのぼっている<sup>4</sup>。妊娠や出産を禁じるような内容を含む契約を締結したことがある者の割合も5.2%だった。

### 移民女性のリプロダクティブ・ジャスティスを阻む制度

このような現実をたいして、入管庁などは、技能実習生にも男女雇用機会均等法は適用され、妊娠・出産によって不適切な取り扱いをすることは違法であると、雇入企業や監理団体にたびたび注意喚起している<sup>5</sup>。しかし、技能実習生の妊娠や出産が実質的に制約されている原因を、雇入企業や監理団体、送出機関の認識不足だけに還元することはできない。なぜならこの制度自体が、その下で働く技能実習生の妊娠、出産を想定していないつくりになっており、結果として個々のアクターによる妊娠や出産を制限する行為を引き起こしてきたと考えられるからだ。

まず前述のように、技能実習制度は、実習生に雇用契約に基づいた滞在権しか認めておらず、家族の帯同も禁じている。そのため生まれた子どもが外国籍だった場合（現在はそのケースが多い）、その子どもには「特定活動」（6ヶ月）という不安定な在留資格しか付与されない。しかもこれは、あくまで「人道的見地から」「例外的に」認めているというのが政府の見解である<sup>6</sup>。これ自体、技能実習生に子どもが生まれることは例外的な事態であり、その子どもを日本で安定的に育てることは原則認めていないことを示している<sup>7</sup>。くわえて生活面でも、技能実習生の住宅は雇入企業が準備する必要があるが、その際、一人当たりのスペースは4.5㎡以上（1畳1.62㎡とすると約2.8畳）でよいという規定になっている<sup>8</sup>。3畳未満のパーソナルスペースで3-5年生活させることを容認するこの規定も、技能実習生が家族生活を営むことを想定していないことの証左といえるだろう。

では、なぜ技能実習生が日本で子どもを育てることは認められないのだろうか。技能実習生の家族に家族滞在の在留資格が認

- 
- 4 出入国在留管理庁「技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する実態調査」（2022年12月23日）
  - 5 出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構「技能実習生の妊娠・出産に関する制度の更なる周知と不適正な取扱いの確認について（注意喚起）」（2022年12月23日）、同様の注意喚起は2019、2021、2023年にも出されている。
  - 6 2022年3月8日、参議院法務委員会高良鉄美議員の質問に対する古川禎久国務大臣（当時）の答え。
  - 7 入管庁などは、妊娠や出産について、技能実習生向けのパンフレットも作成している。そこでは、「妊娠したらどうしたらいいの？」「妊娠しても働けるの？」「出産後、技能実習を続けられる？」という項目が設けられ、妊娠や出産を理由とする監理団体や企業による不利益取り扱いが禁止と明記されている。一方で、生まれた子どもの在留資格や育児にかんする保障については全く触れられていない。（「妊娠中の技能実習生のみなさんへ」<https://www.moj.go.jp/isa/content/001349029.pdf>、2023年2月28日閲覧）
  - 8 外国人技能実習機構「技能実習制度運用要領」p. 99（[https://www.otit.go.jp/jisssy\\_unity/](https://www.otit.go.jp/jisssy_unity/)、2023年2月28日）。住居スペースの指摘については小川（2019）も参照。

められない理由について、国会質疑では次のように説明されている。

……家族滞在の在留資格は扶養者に十分な扶養能力を求めるものでございますけれども、一定期間の在留後出国することが予定されている在留資格で滞在する外国人につきましては、子弟の教育等、家族に係るコストを含め、社会全体としてそのコストを負担することのコンセンサスが得られているとは認められないためでございます<sup>9</sup>。

つまり政府は、技能実習生の子どもや家族が日本に暮らすことは「コスト」であり、「社会全体としてそのコストを負担することのコンセンサスが得られているとは認められない」という。ここには、エスノ・ナ

ショナルな日本人を主要メンバーとする社会の再生産<sup>10</sup>から、技能実習生の再生産を排除する論理が明確に示されている。

### リプロダクティブ・ジャスティスの境界

少子化が急速に進展する日本社会において、「産み育てる」ことを奨励される社会のメンバーがいる。他方、その陰で「産み育てる」ことを「コスト」として換算され、その実現を阻まれるメンバーがいる。同時に、移民女性たちのRJを阻止しつつ、国民のそれを実現するための下支えとして移民女性たちを「活用」しようとする動きもみえる<sup>11</sup>。こうした現実を念頭に置くならば、誰のRJが正統なものとして追求され、誰のRJが切り捨てられるのか、というRJの境界の作動に注意深くあることが、RJの実現のためにも不可欠ではないだろうか。

### 【文献】

- 小川玲子, 2019, 「東アジアにおける移住ケア労働者の構築」『社会学評論』70(3): pp. 241-263.
- Parreñas, Rhacel, Salazar, 2011, *Illicit Flirtations, Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo*, California, Stanford University Press.
- Ruhs, Martin, 2006, "The Potential of Temporary Migration Programmes in Future International Migration Policy," *International Labour Review*, 145 (1-2), pp. 7-36.
- Ross, Loretta, J. and Rickie Solinger, 2017, *Reproductive Justice: An Introduction*, California, University of California Press.

---

9 2022年3月8日、参議院法務委員会における高良鉄美議員の質問に対する古川禎久国務大臣の応答。

10 もし技能実習生が日本人の子どもを出産した場合、子どもには（日本人親の認知があれば）日本国籍が認められる。また日本人や長期滞在の移民と結婚したり、あるいは日本人との間の子どもを一人で養育する場合、技能実習生には滞在権が認められる方法がある。つまりここで滞在権が問題になっているのは、一時的移民同士の親から生まれた外国籍の子どもの場合である。

11 その典型が、経済的グローバル化の進展とともに、各国ですすめられてきた移民家事労働者の活用である。日本でも介護現場や家事労働分野での移民労働者の受け入れがすすめられている。